

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清水直樹
課長補佐（事務担当）	堀田真二
主 事（事務担当）	山口遼
主 事（事務担当）	植松佑太

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和7年9月22日（月） 午前9時00分から午前9時40分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 25号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 26号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 27号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 議案第 28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 6 議案第 29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）</p> <p>日程第 7 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 8 報告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（4人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主事 山口 遼 植松 佑太である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p>
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和7年9月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんにお願いします。
会長	会長さん宜しくお願いします。
会長	《会長あいさつ》
会長	それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。

	<p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 10 番 加賀 保 委員 議席番号 11 番 沖 由雄 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願ひします。</p>																								
	<p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table> <tr> <td>議案第25号</td><td>農地法第3条の規定による許可申請</td><td>8件</td></tr> <tr> <td>議案第26号</td><td>農地法第4条の規定による許可申請</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>議案第27号</td><td>農地法第5条の規定による許可申請</td><td>10件</td></tr> <tr> <td>議案第28号</td><td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>議案第29号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）</td><td>14件</td></tr> <tr> <td>専決報告</td><td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td><td>13件</td></tr> <tr> <td></td><td>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>報告</td><td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td><td>6件</td></tr> </table>	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請	8件	議案第26号	農地法第4条の規定による許可申請	1件	議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請	10件	議案第28号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件	議案第29号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）	14件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	13件		2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	6件
議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請	8件																							
議案第26号	農地法第4条の規定による許可申請	1件																							
議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請	10件																							
議案第28号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件																							
議案第29号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式）	14件																							
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	13件																							
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出	1件																							
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	6件																							
会長	<p>それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>																								
事務局	<p>《事務局説明》（1番から8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、8件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																								
会長	<p>只今、事務局より議案第25号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ござりますか。</p>																								
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>																								

会長	<p>ありがとうございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は長年自宅への進入路として申請地を利用してましたが、地目が畠になっていることが判明しました。是正も検討しましたが自宅敷地へ進入するためにはこの土地を利用するしかありませんので、今後も住宅敷地の一部として使用したく申請するに至りました。</p> <p>今般の申請にて進入路を設置する計画です。</p>
	<p>以上、1件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第26号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見はございますか。</p>
会長	<p>始末書の添付は、地目が畠となっている農地を進入路として使用したことに対するものですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>その他宜しいでしょうか。</p>
	<p>それでは、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成という事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
	<p>続きまして、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請10件について審議をお願いします。</p>
	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は令和5年に結婚し、秋には孫が生まれている予定です。そのため定住できる拠点で家族と共に生活を送りたいと父の所有する土地に住宅を建築する計画となりました。</p> <p>今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p>

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成14年に法人化して今まで製麺会社として事業を継続しています。平成27年に工場を増築し更なる事業拡大を図ってきましたが、現在は予想を上回る生産量で推移していますが、現工場ではこれ以上生産ラインを増加できないため、受注量を制限しています。今回、増産のための工場の増築と従業員と配送車両の駐車場確保のため本申請となりました。

今般の申請にて申請地を譲り受け、工場の建築と駐車場を設置する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では168枚のパネル(発電出力:98.28kw)を設置し、総事業費は約1,435万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では168枚のパネル(発電出力:98.28kw)を設置し、総事業費は約1,437万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、現在申請者の父母と同居状態ですが、夫は自分の親を迎えるのもためらっていることもあります。分家をして父母の近くに住むのが最適であると考えました。申請地は父母の居住地の隣で、幼少期からの友人も多く、条件的に最高の場所だと思います。

今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成19年より宅地建物取引業を営んでおります。現在は名古屋市中川区に本社を構えています。主な活動エリアが愛西市、津島市、稻沢市を中心とした西尾張エリアということもあり、愛西市に新たに事務所を構える運びとなりました。新たに計画している事務所には駐車スペースが一台しかありません。従業員や来客用駐車スペースを確保したいと考えていたところ、新事務所の隣地にあたる申請地を売却してもよいというお話をいただきました。

今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では3,399枚のパネル(発電出力:2175.36kw)を設置し、総事業費は約250,270万円となっております。

	<p>なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では160枚のパネル(発電出力:93.60kw)を設置し、総事業費は約1,269万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では152枚のパネル(発電出力:90.44kw)を設置し、総事業費は約1,207万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、親と実家で同居するには長年の生活で荷物が多く、狭小のため、新居を構えたいと考えました。</p> <p>今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、10件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	只今、事務局より議案第27号について説明させていただきました。何かご質問・ご意見はございますか。
会長	境界にフェンスを設置する場合、交通量の少ない農道の場合でも農道から1mセットバックする必要があるなどの規制はありますか。
事務局	建築物であれば、セットバックの必要が出てきますが、フェンスは構築物になりますので、そこまでの規制はございませんが、業者の方によっては、地元のことを考え、1mセットバックする方もいるかと思います。
事務局	今までなかった場所にフェンスができることになりますので、実際に道路を使用される方から苦情が出てこないとは言い切れません。しかし、法的な規制をかけることはできません。地元の方とうまくやつていただくという意識があるところであれば、若干セットバックされるのではないかと思います。

会長	太陽光発電設備に関して、住民説明会の実施の義務や住民の合意の必要という条例はございませんので、土地改良区においても気を付けたい内容です。 委員の皆様も、案件によっては、後々交通の妨害だという声も出てくるかもしれませんので、一度、そういうところがあるか確認していただければと思います。
委員	太陽光発電設備を田んぼの真ん中に設置するとなると、道路に側溝を作らないと水は排水できませんよね。
事務局	基本的には、敷地内で自然浸透できるという内容の申請ですので、雨水があつたとしても流れ出るものはないという計画ではあります。
会長	土地改良区でも同様の申請が上がってくるのですが、田んぼでも自然浸透なので排水路は必要ないということで処理しています。雨水だけであって用水を使って水を入れるということはないので、土地改良区もそれ以上のことは言えません。畑の場合も、雨が降っても土壤に浸透するため問題ないというのが、一つの基準となっています。
委員	昨今の線状降水帯による豪雨被害もございますし、一気に降ると自然浸透より雨水が流出する方が多くなりますよね。
会長	雨が降った後どうなるというより排水機の整備が必要であるという話になってきます。これまでの見積もりではいけないという話も土地改良区で出始めました。甚大な災害が起きないと、なかなか次の段階には進まないという気がします。
委員	自然浸透なので問題ないという判断ということですね。
副会長	7番の案件について、1ヶ所穴堀りされている場所があるかと思いますが、盛土しないことには、ゲリラ豪雨の際、水が溜まってしまうのではないか。
事務局	穴が掘ってあるところは、過去に資材置場として農地転用された場所ですが、産業廃棄物処理法違反により工事が止まっている状況です。今回はそこよりも北の農地にて太陽光発電設備の設置が計画されています。 会長からも先ほどお話をございましたが、地表面は自然浸透ということになっています。ただ、東側に水路がありますので、水路を管理している組合には、万が一水が溢れた場合は流れしていくので、了承いただきたいという話はされているということは聞いています。
副会長	田んぼの真ん中に農道はありませんでしたか。
事務局	赤道が南北に通っております。地図上の北側に家がありますが、排水は赤道部分を通って水路に排水されており、排水経路を変えることができないため赤道は

	ままとなっています。
会長	町方町は佐織地区の中でも海拔が低い場所になりますか。
事務局	旧佐屋川堤防に挟まれた場所なので、高いです。
会長	昔の地区の境界の端にある農地では、排水路の整備が難しい部分があります。今後、苦情が発生しないように、事務局には対策をお願いしたいです。
事務局	もしもの際には、事業者に対策を求めるることはできるかと思います。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請10件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) ありがとうございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
会長	続きまして、議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第28号について説明させていただきました。 参考までに、今回の願出者の場合、納税猶予を受ける要件について、どのような要件をクリアしているのでしょうか。
事務局	被相続人の方が、2筆とも特定貸付で中間管理機構に預けていた農地で、相続人の方も引き続き特定貸付により中間管理機構に預けられるので、納税猶予を受ける要件を満たしていると思われます。
会長	只今の説明について、何かご質問・ご意見はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について

	賛成の方は挙手をお願いします。
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p>
会長	<p>続きまして、議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）について14件の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から12番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>申請番号1番から14番、全体筆数は87筆、面積は113, 178m²です。</p> <p>愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、12名の方々が借り受けております。</p> <p>内容につきまして、作物は水稻、レンコンです。</p> <p>愛知県の認可・公告予定年月日は10月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和7年11月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わりります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第29号について、簡略した内容ではございますが、説明させていただきました。何かご質問・ご意見はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）14件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
	続きまして、専決報告 2件について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>（専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から13番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、13件の届出を受理いたしました。</p>

	(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
	続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から6番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、6件、12筆の合意解約を受付いたしました。
会長	只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。
	これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。
	(終了 午前9時40分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和7年9月22日

会長 平野英治

議事録署名者
議席番号10番委員 加賀保

議事録署名者
議席番号11番委員 沖由雄